

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、新庄市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（令5条4・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

（令5条4・一部改正）

(組織)

第4条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 1) 学識経験を有する者
- 2) 教育又は保育に関係する団体の推薦を受けた者
- 3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 4) 公募の市民（子どもの保護者）
- 5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。